

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月3日（水）、第8回の委員会が開かれました。

1 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一橋大学大学院法学研究科教授 山本和彦君
松浦法律事務所弁護士 松浦由加子君
かんま法律事務所弁護士 合間利君
せたがや市民法律事務所弁護士 三上理君

（質疑者）宮崎政久君（自民）、遠山清彦君（公明）、山尾志桜里君（立憲）、階猛君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮崎政久君（自民）

（1） 債務者の財産状況の調査

ア 第三者からの情報取得制度について、対象とされる第三者を定める際に考慮した点及び今後拡大していくこととなった場合に留意する点についての山本参考人の見解

イ 諸外国の債務者の責任財産に関する情報探知の制度の内容及び今回の我が国における法制化に当たって示唆を与えてくれた点についての山本参考人の見解

ウ 第三者からの情報取得制度が利用しやすい制度にするための方策についての合間参考人の見解

（2） 子の引渡しの直接的な強制執行において重要な役割を果たす執行官の育成やその将来像についての山本参考人の見解

遠山清彦君（公明）

（1） 子の引渡しの直接的な強制執行において、それぞれ事情の異なる難しい現場で債務者等を説得することなどが求められる執行官の教育・訓練の現状と改善策についての山本参考人及び松浦参考人の見解

（2） 我が国における児童心理の専門家の充足状況及びそのような専門家の執行現場における確保の状況についての松浦参考人の見解

（3） 児童に関する専門家が子の引渡しの執行場所や事前打合せに立ち会う場合の交通費の負担についての松浦参考人の知見

（4） 児童に関する専門家が子の引渡しの執行場所等に立ち会う場合の交通費の負担についての山本参考人の知見及び子の引渡しの直接的な強制執行における、警察、学校等の関係機関との連携の在り方についての山本参考人の見解

山尾志桜里君（立憲）

（1） 国内の子の引渡しの強制執行

ア 執行官の専門性を高めることは必要であるが、まずは執行補助者として関与する専門家の確保に取り組むべきとの考えに対する松浦参考人及び山本参考人の見解

イ 専門家の確保が必ずしも十分に担保されていない原因及びその対策についての松浦参考人及び山本参考人の見解

ウ 立会人又は執行補助者としての専門家が執行前の事前打合せに関与することの制度上の問題点及

び実務上の問題点についての山本参考人の見解

(2) 第三者からの情報取得手続

ア 給与債権に係る情報取得が可能な債権のうち、「人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」には性被害による損害賠償請求権が含まれるか否かについての山本参考人の見解

イ 給与債権に係る情報取得の手続を使える債権者に性犯罪の被害者が該当するかの基準の不明確性及びそれに対する懸念についての三上参考人の見解

ウ イの懸念に対する合間参考人の見解

エ 給与債権に係る情報取得が可能な債権の範囲を限定した制度趣旨についての山本参考人の見解

階猛君（国民）

(1) 債務者の貸金庫契約の有無に係る情報を第三者からの情報取得手続の対象とするか否かに関する法制審議会における議論の有無及び対象としなかった理由並びに動産の差押禁止の範囲変更の教示制度を設けなかった理由についての山本参考人の見解

(2) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する制度及び刑事和解制度の犯罪被害者救済制度の実効性やそれらの利用状況についての合間参考人の評価

(3) 債務者の勤務先情報の取得に当たり、財産開示手続の前置を要件としたことについての合間参考人の見解

(4) 第三者からの情報取得の対象として拡大すべき資産についての三上参考人の見解

(5) 強制執行の対象となった子の所在を把握するための立法措置についての松浦参考人の見解

藤野保史君（共産）

(1) 差押禁止債権の範囲変更

ア 差押禁止債権の範囲変更の申立て手続が使用されていない理由についての山本参考人の見解

イ 裁判所書記官が債務者に教示すべき事項の具体的な内容について山本参考人の見解

ウ 差押禁止債権の範囲変更の申立てが行われていない理由についての三上参考人の見解

(2) 国内の子の引渡しの直接的な強制執行における家裁調査官の役割についての松浦参考人の見解

(3) 国内の子の引渡しの直接的な強制執行における専門家の関与に対する財政的支援の必要性についての山本参考人の見解

(4) 財産開示手続の違反者に対する罰則強化についての合間参考人及び三上参考人の見解

(5) 差押禁止債権の範囲の変更について裁判所書記官が債務者に教示する制度の実効性を向上させる方策についての三上参考人の見解

(6) 給与等債権の差押禁止に下限を設ける必要性についての三上参考人の見解

串田誠一君（維新）

(1) 国内の子の引渡しの強制執行において債務者と子の同時存在の要件が不要となる場合に執行場に出頭する債権者が行うことのできる具体的な行為についての山本参考人及び松浦参考人の見解

(2) 諸外国と比べて、我が国は子の連れ去りについて寛容し過ぎるとの考えに対する山本参考人及び松浦参考人の見解

(3) 債務者の給与債権に係る情報の取得に関し、債務者の就職先の探索を債権者が容易に行うための具体的な法政策についての合間参考人の見解

(4) マイナンバーを利用して国が債務者の就職先の探索に協力する仕組みを作る必要性についての合間参考人の見解

(5) 給与等債権における差押え可能な割合がどのような生活水準であっても4分の1までとなっている

ことの妥当性についての三上参考人の見解

- (6) 第三者からの情報取得手続に関して第三債務者に更なる協力を求める必要性についての山本参考人の見解

井出庸生君（社保）

- (1) ノルウェー及びスウェーデンにおける犯罪被害者を専門の省庁が支援する制度に関して、特に被害者への賠償金の支給制度の特徴及び日本が参考にすべき点並びに日本の犯罪被害者支援機関の運営状況についての合間参考人の見解
- (2) 犯罪被害者の損害の賠償に国が関与していくことに対する三上参考人の見解
- (3) 両親の離婚後、子は母親の元に居ることが一般的という風潮があるが、本来、離婚後も両親は子の養育について同等に責任を負うべきであるとの考えに対する山本参考人の見解
- (4) 両親が離婚した場合、子は母親の元に居るケースが多いという現状について、国内の子の引渡しの強制執行に関わる立場である松浦参考人の見解